

## マンジュ人の読書生活について（下）

—— 漢文化の受容を中心に ——

庄 声

### 3 漢文化の広がり

#### 1) 漢籍の伝播

ヌルハチ時代のアイシン＝グルン時期においては、ジュシェン語（女真語・後のマンジュ（満洲）語）及びモンゴル語についてはエルデニ＝バクシ（額爾德尼、厄兒得尼）が担当し、漢文については、ダハイ＝バクシ（達海、大海）が中心となって翻訳事業が行われていた<sup>(51)</sup>。この時期は、両者がそれぞれの文化面において極めて重要な役割を果たしていた。まずジュシェン語とモンゴル語が得意なエルデニ＝バクシは、ハダ（哈達）出身であり、彼は周知の如くウイグル式モンゴル文字に基づいてジュシェン文字を創製した。ダイチン＝グルン初期の歴史を記録した『滿文原檔』の編集者でもあり、初期における有名なバクシとして知られている。彼の事績は『滿文原檔』や『八旗通志初集』などに少なからず取められている。特に彼はモンゴル文に長じ、漢文にも通じたため、バクシという称号を得た大学者でもあった<sup>(52)</sup>。二十一歳のときにハダからヌルハチに帰順し、ハンの側近として書院（bithei jurgan）に配属され、その明晰さを買われて昇進し、副将として活躍した<sup>(53)</sup>。このエルデニ＝バクシの才能があまりにも優れていたため、1599年に、ヌルハチの命令でガガイ＝ジャルグチ<sup>(54)</sup>とともにジュシェン文字の創製に携わった。その直後にも、卓越した記憶力を備えたエルデニ＝バクシがダイチン＝グルンの編年体の史書である『滿文原檔』の編纂を開始したが、最終的には二人とも罪に問われて処刑された。

漢文に秀でたダハイ＝バクシは、ダイチン＝グルンの初期においてはエルデニ＝バクシに継ぐ代表的な大学者の一人であり、かつ有圈点満文を考案した人物としてよく知られている。天命五年（1620）に、ダハイ＝バクシも死罪に当たる罪を犯していたが、漢籍や漢語によく通じた人物は彼を除いてほかにいないという理由から、死罪を免れた<sup>(55)</sup>。赦免されたダハイ＝バクシと処刑されたエルデニ＝バクシに関するホンタイジのコメントを読むと、「いくら免職したとしても、ダハイの徳がすぐれていたため後に大臣となった。ただエルデニ＝アグはどういおか、気の毒だ<sup>(56)</sup>」と述べているが、エルデニ＝バクシが処刑されたのに対し、ダハイ＝バクシは若くして病死した。彼の功績に対しては、天聰六年（1621）にホンタイジがその事績を次のように語っている。

(前略)、九歳の時から漢語を學び、マンジュ文にも漢文にも甚だ通曉し、先の太祖のときより天聰六年に至るまで、ニカン(明)やソルホ(朝鮮)との間の文書の職務に任じられた。文に甚だ通曉し、性格は穏やかで頭は聰明であった。(中略)漢文の書をマンジュ語に翻譯し、完譯したものには『萬寶』・『大明會典』・『兵書』・『太公』・『素書』・『三略』がある。未完の書には『孟子』・『六韜』・『通鑑』・『大乘經』・『三國志』などがあった。アイシン=グルンで漢籍を使いはじめ、傳えたものはダハイである。國中が知らないことをダハイが廣めた。そもその歴史についても知らなかった。従來のマンジュ・グルンは典故道理を全く知らなかったもので、初心で行動を起こしていた。ダハイ=バクシが歴代の漢文の典故をマンジュ語に譯して國人に頒行したので、それよりマンジュ・グルンはそれまで知らなかった典故道理を理解し始めた。ゲンギエン=ハン(genggiyen han)は天命を受けて生まれた人なので、自分の意思で行動を新たに起こしたが、それは古の聖賢等となら異なるところが無い。國の勃興期にエルデニ=バクシ、ダハイ=バクシが相續いで出てきたが、この二人こそ文職において現れた一國隨一の賢人であった<sup>(57)</sup>。

要するに、ダハイ=バクシはエルデニ=バクシと同様に多言語に通曉し、ダハイ=バクシの場合はその力を多くの漢籍の翻譯に注いで、未知の漢文化の傳播に関わったことがよく知られている。彼は生前一人で多くの秀才達をまとめて仕事をしていたが、彼の病死した後、書房における仕事を一人でとりまとめることができる人物はいなかったようである。その実態は『奏疏稿』によると、

書房秀才李棲鳳謹○奏、臣一向蒙大海及衆榜什、言臣小心勤慎説奏過○○皇上、逐令臣辦寫國書。收掌一應文書總在大海經營。今大海病故、書房事宜竟無專責、其櫃子中收貯文書、人得亂動。臣言輕職微、實難擔當、不容不○奏。倘有露泄疏失、臣死不足惜、有負○○皇上任使至意。謹○奏<sup>(58)</sup>。

とあるように、ダハイが国書や一切の文書を担当して、書房で重要な役割を果たしたことが明らかである。彼が亡くなった後、責任をもって書房の事務を掌る人がいなくなり、保存していた文書を人々が勝手に動かしたりする事態に陥ったことが上奏されている。

こうした書房のエリートに至るまで務められたきっかけは、やはりヌルハチが漢文化に関心を有し、またこうした学問を重視する趨勢のもと、書物の蒐集にも極めて興味が盛んであったことである。『滿文老檔』の記事によると、

二十三日、昔の永樂帝の誥命という敕書を見て、ハンは「この敕書の言は皆な善言であるぞ。他人の手に頼り、他人の恩を被って暮らしながら、惡逆の行いをする事ができるか。ハンが登用して養っても、ハンを敬わず軽く思えば、身は亡くなったり衰えたりするものである

ぞ。この書を保存せよ。善言の類である。」と言った<sup>(59)</sup>。

とあるように、明朝の永楽帝年間に作成された誥命をきちんと保存するように指示していた。こうした書物を所蔵することは、そもそも建州衛出身の朝鮮王朝に帰化したジュシェン人の家にも、さまざまな書物が保存されていた。これについては朝鮮記事によると、

童清禮<sup>(60)</sup> 家藏『蒙古世祖皇帝冊』一、『知風雨冊』一、『善惡報應冊』一、『南無報大冊』一、『陰陽占卜冊』一、『福德智慧冊』一、『飲食燕享冊』一、『日月光明冊』、『陰陽擇日冊』二、『開天文冊』一、『眞言冊』一、『佛經冊』七、『禮度冊』一、『勸學冊』一等、其付司譯院傳習<sup>(61)</sup>。

とある。そもそも高度な知識を持っていた建州衛出身のジュシェン人の蔵書には、モンゴルの実録から仏教関係の書籍にいたるまでさまざまな書物が含まれていた。そして同じ建州衛のヌルハチもしばしば仏典に関連する物語を取り上げられているが<sup>(62)</sup>、このような書物がジュシェン人の間で普通に読まれていたと考えられる。

一方ホンタイジの時代になると「(天聰四年(1630)二月五日) 遵化に送った書に、(略) 建昌の周辺に降伏した、あるいは降伏していない地域の数、兵数がみなニカン(漢)の書にある<sup>(63)</sup>」という報告からもわかるように、知りたい情報を得る場合においても、書物は非常に大きな役割を果たしていた。またホンタイジ時代の書房に漢籍が所蔵されていたことは、『奏疏稿』に記録が残っている。楊方興の上奏文の内容には、

一編修國史。從古及今、換了多少朝廷。身雖往而名尚在、以其有實錄故也。書之當代謂之實錄、傳之後世謂之國史、此最緊要之事。我○○金國雖有榜什在書房中、日記皆係金字而無漢字。○○皇上即爲金・漢主、豈所行之事、止可令金人知、不可令漢人知耶。『遼』・『金』・『元』三史見在書房中、俱是漢字・漢文。○○皇上何不倣而行之。乞選實學博覽之儒公、同榜什將金字翻成漢字、使金・漢書共傳、使金・漢人共知。千萬世後、知先漢創業之艱難、○○皇上續統之勞苦。凡仁心善政、一開卷朗然、誰敢埋沒也。伏乞○○聖裁<sup>(64)</sup>。

とあるように、楊方興<sup>(65)</sup>は国史を編集することを提言している。その国史編纂にあたっては、これまで『遼史』・『金史』・『元史』がいずれも漢文で書かれているが、これに倣って、すでにジュシェン語で書かれた自国の歴史を漢文に翻訳するべきであり、これはより広く伝わるようにするためであると述べている。『遼史』・『金史』・『元史』が所蔵されたことは明らかである。実際に『滿文原檔』には、ジュシェン人が中国史をよく読んでいたことが記録されている。その記録の中に、単に『遼史』・『金史』・『元史』三史に留まらず、古代三皇から明朝初期にかけての中国の正史も、しばしば満文に翻訳された形で引用されている。詳細については〔表二と図二〕を参照されたい。

ではダイチン＝グルンは漢籍をどのように収集していたのであろうか。まず朝鮮側の史料で

ある『柵中日録』の記事を見てみると、

(庚申)年三月二十日、朝聞録成。上年九月間、大海將『性理群書』・『二程全書』・『名臣言行録』・『皇華集』共三十餘卷、送於柵中。蓋其書乃我國所印。而東征之役、爲天將所取去。鐵嶺之破、流入胡中者也。拘繫巾、日夜誦讀、以之消遣。但其書皆斷慢不秩、不能參考首尾。遂筭其格言至論而録之、凡三卷、名之曰『朝聞録』<sup>(66)</sup>。

庚申年は1620年であり、その前年の九月には大海(ダハイ = バクシ)が『性理群書』・『二程全書』・『名臣言行録』・『皇華集』などの三十巻以上の書籍を朝鮮人に渡していた。それらの本はもともと朝鮮のものであり、朝鮮での戦争のさなか遼東に流入して明朝の手に渡り、ジュシェン人が鉄嶺<sup>(67)</sup>で明朝を破った際に入手したものである。こうした背景から、戦利品の一つとして書物を手にいれることがあったということが分かる<sup>(68)</sup>。

戦争によって書物を集める以外に、ジュシェン人が北京を訪問した際にも必要な書籍を求めていた。

1598年に書かれた朝鮮人の旅行記「朝天記聞」には、

(前略)燕京有賣書人、王姓者、毎朝鮮使臣到館、必出入賣。(中略)吾等一行留會同館五十餘日、朝貢達子六百餘名、亦留北館、與吾等一行下人、顔情稔熟。(中略)後數日到通州、有賣書人來過、仍言近來達子朝貢、過此者極求書冊、尤好醫・卜等書云<sup>(69)</sup>。

とある。この史料に現われた「達子」とはおそらくモンゴル人やジュシェン人であると推定されるが、彼らは北京やその周辺の通州あたりまでやってきて、書籍の購入に熱中し、医学書や占いの本を最も好んで購入していたことが明らかとなっている。

こうした北京への訪問や戦争で書物を集めていたこともありながら、李光壽たちはジュシェン人が読む書物がなかった時代に、朝鮮に書物を求めていたというあやまった指摘もなされる<sup>(70)</sup>。それはジュシェン人が朝鮮を訪問する際にあったことであり、これについては、『各項稿簿』天聰二年(1628)十一月初八日の「金國汗致書」の中には、

朝鮮王國、兩國通好、情意周匝、未及候問、心甚闕然。敬遣英吾兒代・又哈喇・慢打兒韓、恭候興居、兼致薄儀、少伸鄙意。伏維鑑納外、聞貴國有金・元所譯『書』・『詩』等經及『四書』、敬求一覽、惟冀慨然<sup>(71)</sup>。

とあり、これは明らかにホンタイジが金国や大元モンゴル時代に、ジュシェン語あるいはモンゴル語に訳された『書經』・『詩經』および『四書』の書物を朝鮮に求めたものである。この要求に対して、朝鮮は次のように返答した。

（前略）見索『詩』・『書』・『四書』等書籍、此意甚善。深嘉貴國尊信聖賢、慕悅禮義之盛意也。第金・元所譯、則曾未得見。國中所有、只是天下通行印本。雖非來書所求、而不欲虚厚望、聊將各件通共三十六冊呈、似只可領情也<sup>(72)</sup>。

結局は金や元で訳された『詩經』・『書經』・『四書』などの書籍はまだ目にしたことがないとして、それ以外の三十六冊の別の漢籍を贈ってくれた。この「三十六冊」の具体的な書名は明らかではないが、「天下の通行印本」であることに間違いはないだろう。このことから相当の量に登る漢籍がジュシェン人の手に入っていたと考えられる。さらにその一年後の1629年10月にも、『春秋』・『周易』・『禮記』・『通鑑』・『史略』などの漢籍が朝鮮から贈られた<sup>(73)</sup>。このようにして集められた漢籍が、おそらくアイシン＝グルンの書房に収められていたと考えられる。

すでに天命十一年（1626）に『書經』<sup>(74)</sup>の内容が断片的に引用されていることから、この時点で、ある程度の漢籍がジュシェン語に翻訳され、読まれていたと考えられる。

一方ジュシェン人の読書の範囲は先に取り上げた漢籍に止まらない。『滿文原檔』にはつきり書名を取り上げてはいないが、記録の中に登場する漢籍に関する話題を分析した結果、『易經』・『孫子』・『呉子』・『文選』・『尚書』・『逸周書』・『論語』・『孔子集語』・『韓非子』・『朱子語類』・『帝鑑圖說』などの書物が読まれていたと考えられる。

『滿文原檔』などの文献に現われる漢籍を「經史子集」に則してまとめると、次の〔表三〕（四庫全書に基づく）の通りである。

〔表三〕

經	易類『易經』、『周易』 書類『尚書』、『書經』 詩類『毛詩』 禮類『周禮』、『禮記』 春秋類『春秋』 孝經類『孝經』、『忠經』 四書類『論語』、『孟子』、『大學』、『中庸』
史	正史類『史記』、『遼史』、『金史』、『元史』 編年類『通鑑』、『史略』 別史類『逸周書』 雜史類『貞觀政要』 傳記類『名臣言行錄』 地理類『皇華集』 政書類『明會典』
子	儒家類『孔子家語』、『性理群書』、『二程全書』、『朱子語類』、『帝鑑圖說』 兵家類『六韜』、『素書』、『三略』、『孫子』、『呉子』 法家類『韓非子』 類書『萬寶』 釋家類『大乘經』
集	總集類『文選』

こうして集められた漢籍を、ジュシェン人が原典を用いながら読むことは難しいと推測される。従って目的に応じて学ぶ漢籍が寧完我<sup>(75)</sup>によって推薦されていた。寧完我の上奏文『奏疏稿』天聰七年（1633）七月初一日には、

參將寧完我謹奏。臣觀『金史』乃我國始末、○○汗亦不可不知、但欲全全譯寫、十載難成。且非緊要有益之書。如要知正心修身齊家治國的道理、則有『孝經』・『學』・『庸』・『論』・『孟』等書。如要益聰明知識、選揀練戰攻的幾權、則有『三略』・『六韜』・『孫』・『吳』・『素書』等書。如要知古來興廢的事跡、則有『通鑑』一書、此等書實爲最緊要大有益之書。○○汗與○貝勒及國中大人、所當習聞、明知身體而力行者也。近來本章稀少、常耐・恩革太二人、每每空閑無事。可將臣言上項諸書、令臣等選擇、督令東拜（敦拜）・常耐（鼐）等譯寫、不時呈進。○○汗宜靜覽深思。或有疑蔽不合之處、願同臣等講論庶書中之美意良法、不得輕易放過。而○○汗難處愁苦之事、亦不難迎刃而解矣。『金史』不必停寫止仍令代寫<sup>(76)</sup>。

とあるように、漢籍の経・史・子の基本文献である『孝經』・『大學』・『中庸』・『論語』・『孟子』と『通鑑』・『三略』・『六韜』・『孫子』・『呉子』・『素書』などの書物がいずれも重要な書物として強く勧められていた。これらの漢籍の原典について、寧完我は常耐（鼐）<sup>(77)</sup>・恩革太<sup>(78)</sup>・東拜<sup>(79)</sup>などのジュシェン人に翻訳させるように上奏し、ホンタイジにその翻訳原稿を見てもらった後に、大臣たちと議論して不都合な部分を決して見過ごさないと述べている。

次に当時のジュシェン人社会においては、教育体制の整備はどのように行われていたかを探りたい。

## 2) 漢字の学習

天命六年（1621）に「八旗に書を教える漢人の外郎に、一人ずつ三兩銀を与えた<sup>(80)</sup>」という記事があり、漢文学問を重んじるヌルハチは、読み書きをはじめとする庶民教育を担った漢人の教育者に対して褒美を授けた。この政策は漢人知識人に対する懐柔政策の一端であろう。そもそもヌルハチの建州衛時代のことが記録された『宣祖実録』には、

浙江紹興府會稽縣人龔正六、年少客於遼東、被搶在其處、有子姓群妾、家産致萬金。老乙可亦號爲師傅、方教老乙可赤兒子書、而老乙可亦極其厚待。虜中識字者、只有此人。而文理未盡通矣<sup>(81)</sup>。

とあるように、南方出身で少年時代に遼東に移り住んだ龔正六という漢人が、ヌルハチのところに連れてこられ、多くの財産を与えられるかわりに、ヌルハチの子供たちに書を教え、ヌルハチからも「師傅」と呼ばれて厚遇されていた。このことからヌルハチの子供たちも、漢文や漢籍を読み書きしていた可能性があると考えられる。



すでに和田清（1952）は、この「師傅」と呼ばれる人は、当時ヌルハチの回りにいる唯一の漢人顧問であると指摘される<sup>(82)</sup>。しかしこれからまだまだほかの顧問に当たる知識人が出てくる。たとえば、朝鮮使節の旅行記「朝天記聞」（1598年）には、

是夕、餘適往江上等商舶散悶、有前日留館達子數人來見譯官等、欣慰。殊甚與語歎歎。言及虜中之事、具言遼陽有士人黃姓者、自少以能文知名、被擄在胡中、稱爲黃郎中。胡人呼文士爲郎中、今方以貢胡來此、虜頗敬之。資産極豐。常書、美姬四人、牛馬彌山云<sup>(83)</sup>。

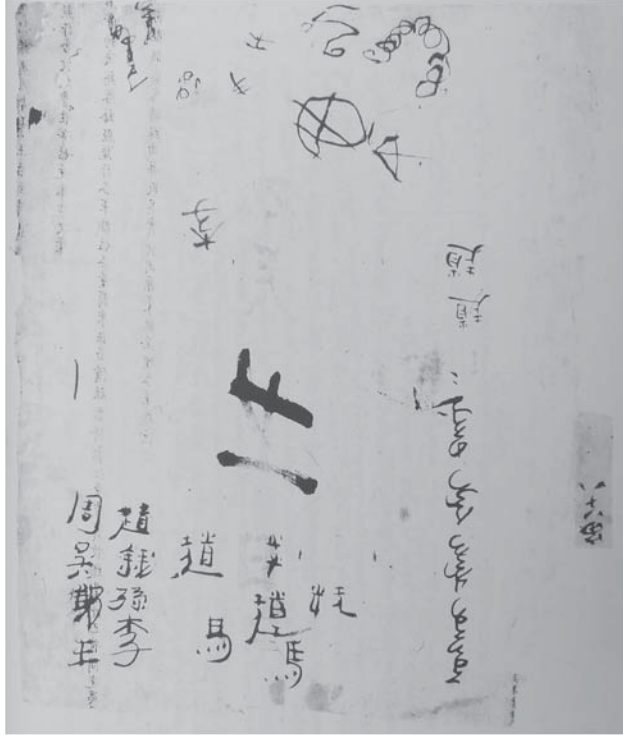
とあり、抜群の才能を持っていた黄姓の遼陽人も、あるバイレ（貝勒）に招聘され、「郎中」と呼ばれており、知識人として尊敬されていた。もしかすると、彼も龔正六と同じようにバイレの家族に漢字の「読み書き」を教えていたのかもしれない。また同じ時期の「銀槎録」（1598年）に、ジュシェン人と朝鮮人の会話が次のように記録されている。

（前略）問、老乙阿赤向我國謂何曰、渠常說、稱高麗。曰、強國如得高麗人則心極貴之。問、如今部裏有幾箇高麗人口否、曰、麗人二十名、時在手下、解文能射、訓誨騎射之法。小兒哈赤極愛之、每人給使喚二十名、十名力農治活、十名跟護出入、少有搶掠處、則必帶二十名俱去。問、二十名何地何姓人。曰、居住姓名我不知云<sup>(84)</sup>。

老乙阿赤とはヌルハチの漢音訳である。ヌルハチの身の回りには、高麗（朝鮮）人が二十名おり、文武に秀で、騎射の方法も教えていた。また小兒哈赤（シュルハチ、ヌルハチの弟）にも愛されていた。漢人以外にも朝鮮人の知識人や武人がヌルハチの側近として活躍していたことが明らかである。

要するに、ヌルハチ時代から漢人と朝鮮人がジュシェン社会で活躍し、手厚い待遇を受けていたことがわかる。そしてダイチン＝グルン成立後も、このような人々が国家建設や文化事業に携わっていたと推測される<sup>(85)</sup>。

中国に古くから伝わる啓蒙識字教育を施すテキストとしては、『急就篇』・『千字文』・『三字經』・『百家姓』などがある。いずれもその「句」は短く覚えやすいテキストとして、中国及び東アジア漢字圏にも広く用いられていた。その中では『百家姓』が、四字一句の韻文という子供が暗誦しやすい形式でよく知られており、ダイチン＝グルン初期においても、漢字を習得するテキスト、或いは習字の手本として用いられていた。その具体的な内容が『滿文原檔』に残されている〔図一〕<sup>(86)</sup>。



〔図一〕『百家姓』の習字（『満文原檔』第五冊、宙字檔、94頁）より

〔図一〕は、満文記事（songkoi cimari yanji baica・に照らして明日の夕方に調べろ）が記録された明朝公文書の紙背の空白のところを利用して、稚拙な漢字が書かれている。書かれた漢字を窺うと、明らかに筆で書いたものではなく、ジュシェン語を書く専用のペンで書かれたものである。

まず、図の左下に、漢字四字ずつで書かれた二行が確認できる。一行目には「趙錢孫李」、二行目には「周吳鄭王」と四文字ずつ語句が連写され、明らかに『百家姓』を写したものである。その横にも「趙」の字が六文字ほど書かれているが、ただ注意すべきは「走」偏を書き間違っており、「肖」の上の形も間違っている。「馬」という字もうまく書けていない。二行目の第三字は、「こざとへん」であることしか分からないが、『百家姓』の順によると「鄭」という字に違いない。おそらく書き方がかなり難しいため、書けなかったのではないだろうか。漢字の構成原理が全く理解されていないようで、敦煌から発見された『百家姓』の写本と比べれば<sup>(87)</sup>、漢字を熟知したのではないことが明らかである。

ジュシェン人が自らの文字と全く違う構造を持つ漢字を習得するために、どのような工夫を凝らしたかについてははっきりとは分からないが、漢字学習の初期の段階をここから窺うことができるだろう。

それでは漢字の読み方についてはどのようにして覚えたのであろうか。次に漢字の読み方の学習方法について見てみたい。



天聰二年（1628）にイングルダイ（ingūldai・英吾児代、朝鮮の漢字音には竜骨大および竜胡とも書く<sup>(88)</sup>）が使者として朝鮮に『詩經』と『書經』を求めていた。『仁祖實錄』に、

龍胡出囊中小紙以示之、先書『詩經』、其傍又以蒙書書二字、次書『書經』、傍書蒙字、仍言汗之所求也。臣等曰、天朝則或有蒙書翻譯之冊、我國豈有以蒙書印此『詩』・『書』之理乎<sup>(89)</sup>。

とある。使者が差し出した紙には、それぞれ『詩經』・『書經』という漢字の書名があり、その書名の横には「蒙書」（モンゴル語あるいはジュシェン語）の添え書きがあった。このやりとりで使者は『詩經』や『書經』を求めたが、これに対して朝鮮の大臣たちは、天朝（明朝）にはモンゴル語あるいはジュシェン語の翻訳の書物があるかもしれないが、朝鮮にはそのような書物がないと答えている。漢字の書名の横に「蒙書」を書いていたということから、書名を漢字ではない文字で記していた。

続いては、学習計画を立てることである。『滿文内國史院檔』天聰五年（1631）閏十一月の記事に、

一日に、下された書の言葉、「ハンが言うには、我が國のベイセ、大臣の子供が讀書することを、ある父親たちは自ら斷って行かせないという。斷る者は我が國では讀書しなくても誤りがないと言っている。我が兵が灤州を失ったのは、永平に駐屯していたベイレ（貝勒）が救援に行かなかったからである。永平・遵化・遷安を失ったのは讀書せず、道義に通じていなかったせいではないか。今回我々は大凌河を四ヶ月に至るまで包圍したが、兵士は人肉を食べたり煮たりして死守し、我々は應援に來た兵を殺して大凌河を得たとすれば、錦州・松山・杏山を失っていないのは、みんな讀書して、ハンのために忠誠を盡す道義をわきまえていたからではないか。子供に讀書させない、斷る者は「俺は斷ります」と聞かない、であるならばお前の鎧を脱がせて、征伐に参加させない、お前の勝手にできるものか。讀書は十五歳以下八歳以上の子供に讀書せよ<sup>(90)</sup>。

とある。まずここから親たちが子供の教育にあまり積極的ではなかったことが確かめられる。そして永平等の地を失ったのは、教育を施さなかったからではないか、という危機意識を持つようになったため、八歳から十五歳までの子供に教育を施すように、という本格的な「文教政策」が初めて実施された<sup>(91)</sup>。

しかし当初の「文教政策」は思い通りには進まなかったようである。例えば、大学士范文程の上奏文には次のように述べられている。

范文程奏、臣昨見汗論、國中子弟讀書、實得圖治根本。但讀書一事、似易而實難、全在教師。云得人師傅善教數年、即可成材。師不善教、[ # 百年 ]+[ + 雖久 ]亦歸無用。今八孤山雖有

十數秀才教學、多不通義理、不明世務、不過借此免差避役。任令子弟嬉劇頑笑、雖有十年之名、[ # 並無 ][ + 未得 ] 一日之益。是以我國至今不見通學、衆見讀書無益、以爲[ # 讀書 ][ + 漢文 ] 難學、不亦誤乎、不亦終乎。臣既不能摧鋒陷陣、作龍驤虎躍之。臣又不能決策實算、爲運籌帷幄之士、願請皇上令臣替管八孤山子弟讀書之事。師有不職、許臣奏更。學生頑惰、許臣責治。以學生進益多少、定[ # 教 ][ + 師 ] 傳教學之功罪。爲此二・三年、學生大變、五・七年、文運昌熾矣。汗既有志中原、讀書實第一急務。凡百戰攻之事、[ # 旦夕 ][ + 剋日 ] 可成。惟此讀書事、就旦夕所[ # 可 ][ + 能 ] 收效、不[ # 能 ][ + 可 ] 不早爲之計也。伏乞裁酌。速賜允行、國家幸甚。謹奏<sup>(92)</sup>。

とあり、「文教政策」を初めて試みたものの、読書することはそんなに簡単な事ではない。まず教育には優秀な教員が必要であるが、「八孤山（八旗）」の中で数十名の秀才が教えてはいるといっても、みんな道理に通じず、政務に明らかでない者が多く、八旗の子弟たちを十年くらい教えたとはいえ、ほとんど効果がなかった。漢文を習うのは難しいことではない、范文程<sup>(93)</sup>は自ら八旗の読書について責任を持って取り組みたい。読書の理由として、今後中原をめざすにあたって重要な課題であるためとしている。八旗に教鞭をとっていた数十名の秀才については、

八旗の漢文を教える秀才である正黄の黄昌・舒芳・鑲黄の董世文・孟繼昌・劉泰、正紅の吳義寧、鑲紅の陳楚賢・水英卓、正藍の尤悅龍・李度、鑲藍の劉養性・王世選、正白の齊國鐘・霍應選、鑲白の董敬書・李維煥、この十六名の秀才について、男丁の数を倍にするために、イングルダイ、マフタはハンに伺って調べ、各二人の男丁の公課を免じた<sup>(94)</sup>。

とある。漢文を教える十六名の秀才に対しては、男丁の公課が免じられていた。もちろん彼らは范文程が指しているところの道理に通じず、政務に明らかでないのにもかかわらず教鞭をとっていた秀才たちであると考えられる。そして彼らの中には天聰三年（1629）に、アイシン＝グルンにおいて初の科挙と言われる人材選抜制度によって秀才となったものも含まれていたかもしれない。それは『各項稿簿』には、

敕諭各城屯堡秀才知悉、朕思自古及今、莫不以武安邦、以文治世、兩者缺一不可。朕今欲與文教爾等諸生、有懷才抱異、或在各王府及金・漢・蒙古部下者、俱限本月二十三日赴鐘樓前高・殷二游擊處報名、二十七日完畢。九月初一日考試、各秀才主不許阻攔。如考中者與人換出、無得自換、特諭、天聰三年八月二十三日。每固山十張、仍貼鐘樓八門<sup>(95)</sup>。

とある。そもそも武によって国を安定させ、文によって世を治める、そのどちらも欠かすことはできない。従って文教を盛んにするために優れた文人を登用する試験制度が定められて、ジュシェン、モンゴルの家にアハ（aha）とするものを考査によって二百人採用して、それぞれ褒美も与

えていた<sup>(96)</sup>。このような、文人を登用することに対しての評判は極めて高かったが<sup>(97)</sup>、学問のレベルはそれほど高くなかったようである。それでは崇徳三年（1638）正月のホンタイジの詔書を見てみよう。

聖ハンは上奏文をご覧の後に、大學士范文程・ガリン・ロシヨ・啓心郎ソニンを遣わせて、都察院の上奏した官員に向かって諭した。そもそも遼東を得た後、遼東の民を二・三度殺した。各々アハになりたかった者をアハとした。私は（ホンタイジ）こうして賢人が、賢人の家にアハとして暮らしているものが多いと思う。高貴者を庸劣な者がアハとして推薦しようと、慈しんで諸王の家より以下、民より以上の賢人をアハとするものを推薦して全て民となした。また、二・三度、秀才を試験にやや文儀に通じていることを口実にすなわち推挙して秀才とした（後略）<sup>(98)</sup>。

とあるように、そもそも賢人を民とし、またやや文儀に通じる者を二・三度の試験によって、かろうじて秀才に登用した。まさしくこれは天聡三年（1629）に行われた秀才試験そのものが学問的ではないことの証左といえ、やがて范文程の上奏文の傍証となるだろう。しかし徹底した「文教政策」を実施するために、秀才の学問に関する問題だけではなく、例えば、漢人の胡貢明が次のように上奏している。

皇上諭金・漢之人都要讀書、誠大有爲之作用也。但金人家不曾讀書、把讀書極好的事、反看作極苦的事、多有不願的。若要他自己請師教子、益發不願了、況不曉得尊禮師長之道理乎。以臣之見、當於八家各立官學、凡有子弟者、都要入學讀書、使無退縮之辭。然有好師傅、方教得出好子弟<sup>(99)</sup>。

読書はよいものであるにもかかわらず、ジュシェン人は苦しいことと見なし、多くのジュシェン人は読書を望まなかった。もし彼らが自ら教員を求めて子弟に教育を施すようにすれば、ますます読書をしなくなるのであろう。それゆえ八旗に官学を設立し、すべての子弟達を入学させて読書をさせれば、行かないという口実はなくなると上奏している。秀才の問題だけにとどまらず、この上奏文の内容から、上述の八歳から十五歳の子供に対しての「文教政策」が、ジュシェン人の抵抗もあって、実際にはうまく受けられなかったことが看取できる。

従って、胡貢明がジュシェン人に対する漢語教育を旨く実施するために、各八旗に官学を立てようと提案し、范文程も「良い先生があってこそ良い弟子を出せる」と上奏していたが、実際にその八旗の官学の秀才達に公課を免じた優遇措置によって、のちに不平が生じることもあった。『満文原檔』天聡六年（1632）十月二十一日には、

正黄の劉秀才・舒秀才が、自分たちが餘分であると外されたので、ハンに訴えた内容は、「漢

文を教える四人の秀才は、二旗の子弟を教えて十二年となった。私たちの教えたドゥムバイ・バドゥン・エンゲデイの三人を皆職務に任用した。新たに入門させた二旗の諸大臣の子弟も、すべて教えて二年目となった。(去る)丑の年に秀才等を殺す時に、ハンが慈しんで、私たちに書を教えるのがよいと選んで養った。殺された秀才の家のすべてを皆私たちに與えた。穀物が凶作の年には、穀物を買って食べよと銀を與えた。今ハンが慈しんで、書を教える秀才等に、各二人の男丁をあわせて公課を免じる時に、正黄の秀才が餘分であるとして、ただ董秀才と黄秀才だけが教えよと委ねた。私たち劉泰・舒秀才の二名をやめさせて公課に入れられた。鑲黄の舊新の子弟を私たちから連れて行って、鑲黄に新しい秀才を入れて教えている。私たちは十二年間苦勞して教えたのである」と、ハンに告げたので、各二男の公課を免じた<sup>(100)</sup>。

とある。以上のことから、以前は自らと異なる旗の子弟を受け入れて教えていた教師が、新たにそれぞれの旗に設置された教師の登場によって、教師からはずされることもあった。また、上記の子弟として挙げられるドゥムバイとエンゲデイは、前節でふれたジュシェン人の「東拜」・「恩革太」と同一人物であり、後に書籍の翻訳に携わった人物である。しかもドゥムバイ（東拜）とバドゥンについては、各々天聰五年（1631）に立てた六部の礼部と刑部に筆帖式として務めている（(上)の表一参照）。

このように、天聰年間に八歳から十五歳まで八旗の子弟に対しての読書が義務化される「文教政策」が定められたが、ジュシェン人たちは読書に関しては苦痛であると感じていたことから、当初この政策はうまく受け入れられなかった。そのため、八旗ごとに官学を設置し、すべての子弟たちを入学させ、読書させることとなった。官学で書を教える秀才達は公課の免除を受けられるほど優遇されていた。その秀才達に教えられた子弟の中には、のちに翻訳に従事することとなったドゥムバイ（東拜）やエンゲデイ（恩革太）などの役人もいた。

#### 4 おわりに

本論においては、特にジュシェン人（後のマンジュ人）が影響を受けた漢文化の側面を重視してその具体性と内実を実証してきた。まずダイチン＝グルン初期に生活の上で密接な関係をもっている漢人集団に限らず、漢化ジュシェン人とのつながりを視野に入れて、新たな制度の成立を論じた。こうした新たな制度の成立には、ジュシェン人の知識人も極めて重要な役割を果たしていたことが明らかである。

『大明會典』はダイチン＝グルン初期において国家制度の基準として深く浸透したが、全ての行政案件が『大明會典』内の条文で処理できるとは言い難い。例えば、天聰六年（1632）に定められた執政バイレ（貝勒）の葬儀は<sup>(101)</sup>、崇徳年間に『大明會典』にもとづいて改定されたが、その規定には大明の儀式と性格の異なる箇所が窺える。それ以外にも、大明や朝鮮の婚姻律令も参考にしながら、ジュシェン人の間に古くから存在していた伝統である同族の間の婚姻に関して

禁令も発布されている。ただし、大明の罰則はかなり細分化されているのに対し、同禁令はジュシェン人の同族間での再婚を禁じるだけのものである。

ジュシェン人は、ダイチン＝グルンが成立する前から独自の国づくりに向って、異文化を受容しながらも、自らの伝統を重んじ、さらに豊かな文化生活が生み出される可能性を有していた。

また、蒐集した漢籍は、ジュシェン人の知識人が関与するかたちで、翻訳して読むように勧められた。ジュシェン人が漢文化の知識を持つようになったきっかけは、大明や朝鮮からやってきた文人と深い関わりがあることは明らかである。なお、こうしたジュシェン社会で活躍する文人に手厚い待遇が与えられたことは、漢文化に対する「懐柔政策」の一端を示すものであることに間違いはないだろう。

さらに、読書を盛んにするために「文教政策」が定められたが、教師に採用された知識人の学問レベルの問題やジュシェン人の抵抗によって、政策はうまく進まなかったようである。そのため八旗ごとに官学を設置し、すべての旗人子弟たちを入学させ、読書をさせるべきだと勧められた。なお、教師は、漢文を十二年も教えた中に、翻訳事業や行政機関に従事する役人となった者もいた。

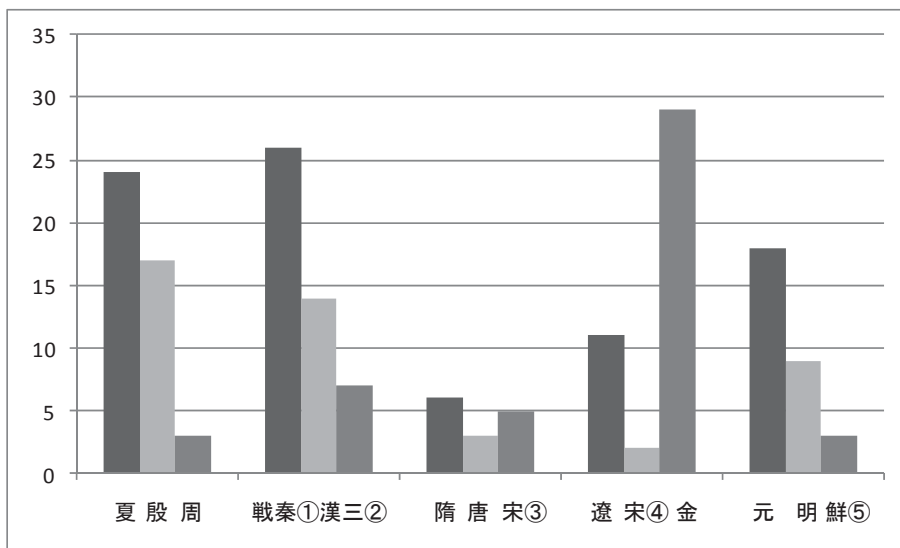
〔表二〕 ジュシェン時代からマンジュ時期にかけて語る歴史人物表

王朝	歴史人物							
夏	堯 A.C/1;B/2	舜 ; A/1; B.C/2;D/4	禹 A.B/2	桀王 A/6;C/1				
殷	成湯 A/3	伊尹 B/1	紂王 A/5;C/1	文王 A/1;B/2	武王 A/2;B/1			
周	宣王 D/1	姜太公 A/1;C/1						
戦國 秦	齊桓公 A/1;B/2	管仲 A/1;B/2	吳起 A/4	秦始皇 A/1;D/3	蘆生 C/2;D/1	秦二世 D/2	楚霸王 A/3;B/4	
漢	漢高祖 A/6;B.D/2	韓信 A/3;B.C/1						
三國	孫吳 B/1	曹操 D/1	諸葛亮 C/1	黃忠 B/1	關云長 B/2	張飛 B/1		
隋	楊帝 A/2	劉武周 A/1	尉遲敬 德 ;A/2					
唐	太宗 A/1	玄宗 B/1	程咬金 A/1					
北宋	太祖 B/1	趙徽宗 A/6;D/2	趙欽宗 A/4;D/1	蕭奉先 A/1				
大遼	天祚帝 A/7	張覺 A/3;D/1						
南宋	高宗 A/1	劉整 A/1						
金	太祖阿骨打 A/5;B/1;D/7	世宗 B.D/1	熙宗 B.D/1	粘罕 A/1	吳乞買 A/1	完顏亮 B/2	章宗 A.D/1	永濟 A/6
元	成吉思汗 A/8;D/3	太宗 A/1	忽必烈 A.B/1	順帝 A/1;D/2	也先 A/1			
明	朱元璋 A/4;D/3	郭光卿 D/1	劉伯温 A/1					
朝鮮	箕子 A/1	趙位寵 A/2						

〔表二〕には、ヌルハチ時期からホンタイジ時期までに語る内容に限り、アラビア数字は語る回数であり、参考史料については：

- A: 『満文原檔』 萬曆三十五年三月～崇徳元年十二月；  
 B: 『満文内國史院檔』 天聰五年、七年～九年、崇徳二年～崇徳八年（一部欠）；  
 C: 『太祖武皇帝實録』であり、ただ『満文原檔』にない内容だけを参考；  
 D: 『後金檄明萬曆皇帝文』<sup>(102)</sup>。

以上すべては崇徳八年までの内容に限る。



〔図二〕 歴史を語るデータ（表二に基づく）

注：①戦國と秦；②三國；③北宋；④南宋；⑤朝鮮

### 参考文献（五十音順）（下）

#### 【論著】

- 稻葉岩吉（1937）「申忠一書啓及ぶ圖記」『青丘學叢』29  
 （1939）「申忠一建州圖録解説」『興京二道河子舊老城』建國大學  
 今西春秋（1973a）「後金檄明萬曆皇帝文」について『朝鮮學報』第67輯  
 （1973b）*Über einen Anruf der Spätaren Chin an die Ming vo ca.1623, ORIENS EXTREMUS*, 20.1, Wiesbaden.  
 遠藤隆俊（1995）「范文程とその時代—清初遼東漢人官僚の一生—」『東北大學東洋史論集』6  
 神田信夫（1995）「『朝鮮國來書簿』について」『滿族史研究通信』5  
 喬治忠（1992）「後金檄明萬曆皇帝文考析」『清史研究』3  
 謝肇華（2000）「關於漢文舊檔『各項稿簿』」『文獻』2  
 斯達里（2003）「從『舊滿洲檔』和新發見的史料看滿文史料對清史研究的重要意義」『清史論集慶賀王鐘翰教



授九十華誕』紫禁城出版社

中見立夫（1992）「日本の東洋史學黎明期における史料への探求」『清朝と東アジア神田信夫先生古稀記念論文集』山川出版社

（2002）「盛京宮殿舊藏漢文舊檔和所謂「喀喇沁本蒙古源流」《賀賀陳捷先教授七十嵩壽論文集》遠流出版

中山久四郎（1934）『史學及東洋史の研究』賢文館

邊恩田（2001）「朝鮮刊本『金鰲新話』の舊所藏者養安院と藏書印-道春訓點和刻本に先行する新出版」『同志社國文學』55

龐曉梅（2003）「滿漢文『努爾哈齊檄明書』何種文字稿在先」『清史論集慶賀王鍾翰教授九十華誕』紫禁城出版社

龐曉梅・斯達理（2000）「最重要科學發見之一、老滿文寫の『後金檄明萬曆皇帝文』」『滿學研究』第六輯、民族出版社

松浦章（1992）「明清時代北京の會同館」『清朝と東アジア神田信夫先生古稀記念論文集』山川出版社

三木榮（1951）「養安院藏書中の朝鮮醫書」『朝鮮學報』第一輯。

三田村泰助（1965）「清初の疆域—申忠一の建州紀程圖記を中心として—」『清朝前史の研究』同朋舎

宮紀子（2006）『モンゴル時代の出版文化』名古屋大學出版會

藪内清（1959）「中國の數學と關孝和」『數學』第10卷第3號

葉高樹（2000）「清朝前期的滿文教育譯書事業」『明清文化新論』文津出版社

（2002）『清朝前期的文化政策』稻鄉出版社

李光濤（1973）「老滿文史料」『明清檔案存真選輯』中央研究院歷史語言研究所

李仁榮（1954）「申忠一の建州紀程圖記에 대하여」『韓國滿州關係史의研究』乙酉文化社

和田清（1952）「清の太祖の顧問龔正陸」『東洋學報』35

（1955）『東亞史研究』（滿洲篇）東洋文庫

Tatiana A. Pang, Giovanni Stary, *Manchu versus Ming: Qing Taizu Nurhaci's "Proclamation" to the Ming dynasty*. Wiesbaden, 2010

W.Fuchs（1925）<Fan Wen-ch'eng 范文程, 1597-1666, und Sein Diplom 詰命>《史學研究》

### 【滿文史料】

『順治朝滿文國史檔』（マイクロフィルム）、中國第一歷史檔案館藏

『八旗通志初集』全250卷、東洋文庫藏

『滿文內國史院檔』（マイクロフィルム）、中國第一歷史檔案館藏

『滿文原檔』（全10冊）、臺北國立故宮博物院影印出版、2005年

Tatiana A. Pang, Giovanni Stary, *New light on Manchu historiography and literature : the discovery of three documents in old Manchu script*. Wiesbaden, 1998

### 【漢文・日本語】

『醫閩集』（明）賀士謐、四庫全書珍本九集、臺灣商務印書館、1978年

『韻石齋筆談』（明）姜紹書、美術叢書二集第十輯

『燕行錄全集』（全100冊）林基中編、東國大學校出版部、2001年

『苑洛集』（明）韓邦奇、四庫全書珍本四集、臺灣商務印書館、1978年

『韓國文集叢刊』82冊、「紫巖集」李民奩、卷五「柵中日錄」、民族文化推進會、1992年

『建州紀程圖記』申忠一撰、清芬室叢刊、1940年

- 『各項稿簿』、『奏疏稿』、『朝鮮國王來書簿』內藤湖南用瀋陽崇謨閣舊檔景照、京都大學人文科學研究所藏、1905年
- 『各項稿簿』市村瓚次郎、『史苑』卷二、卷三、立教大學史學會1929年、1930年
- 『書經集註』(宋)蔡沈、京都今村八兵衛(1724)、京都大學文學研究科藏
- 『書經集傳』(宋)蔡沈、世界書局、1972年
- 『シルクロード文字を辿って』ロシア探検隊収集の文物、京都國立博物館、2009年
- 『清崇德三年漢文檔案選編』『歷史檔案』2、方裕謹編、歷史檔案雜誌社、1982年
- 『清入關前史料選輯』(一)、中國人民大學出版社、1984年
- 『清入關前與朝鮮往來國書彙編』(1619-1643)、張存武、葉泉宏編、國史館印行、2000年
- 『清史稿』全48冊、中華書局、1976年
- 『足本按遼疏稿』(明)熊廷弼、全國圖書館文獻縮微複製中心、1996年
- 『大清太宗實錄』(順治初纂版)、臺北國立故宮博物館藏
- 『大清世祖實錄』新文豐出版公司、1978年
- 『中國第一歷史檔案館藏內國史院滿文檔案譯注崇德二・三年分』、河內良弘譯注、松香堂書店、2010年
- 『程氏家塾讀書分年日程』(元)程瑞禮、姜漢椿校注、黃山書社、1992年
- 『東洋文庫所藏中國石刻拓本目錄』東洋文庫、2002年
- 『八旗通志初集』250卷、東北師範大學出版社、1989年
- 『八旗滿洲氏族通譜』(影印本)、遼沈書社、1989年
- 『萬曆三大征考』(明)茅瑞徵、天啓元年刊本
- 『佛祖歷代通載』(元)釋念常、至正七年
- 『北京圖書館善本書目』中華書局、1959年
- 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』第六十二冊、中州古籍出版社、1989年
- 『明清檔案卷・清代』中國國家博物館館藏文物研究叢書、上海古籍出版社、2006年
- 『明實錄』中央研究院歷史語言研究所、1966年
- 『滿文老檔』太祖1-3、滿文老檔研究會譯注、東洋文庫(1955年、1956年、1958年)
- 『滿文老檔』太宗1-4、滿文老檔研究會譯注、東洋文庫(1959年、1961年—1963年)
- 『李朝實錄』(全56冊)、學習院大學東洋文化研究所景印、1953-67年

## 注 (注は前号からの通し番號とする)

- (51) 『滿文原檔』第三册、冬字檔、天命八年五月、442 頁、【原文轉寫】「nikan bithei jurgan de dahai, jūšen monggo ai ai bithe de erdeni, ere jūbe genggen han de salhabufi banjibuha.」
- (52) バクシはそもそも漢語の「博士」に由来する語句である。また、『佛祖歷代通載』卷二十二、「北人之稱八哈石、猶漢人之稱師也。」とある。
- (53) 『滿文原檔』第三册、冬字檔、天命八年五月初三日、440-441 頁に、【原文轉寫】「sūme henduhe gisun, erdeni baksi, da hadai niyalma bihe, orin namu se de// genggiyen han be baime jihe, han hanci gosifi bithei jurgan de/ takūrame tuwafi getuken sūre ojoro jaka de, amala tūkiyefi/ fujan obufi ūjihe bihe, ajige oilai turgun de/ eigen sargan be gemu waha.」; 【譯文】「解釋に言うには、エルデニ = バクシ (erdeni baksi) はもともとハダの人で、二十一歳の時にゲンゲイン = ハンを求めてきた。ハンの側近として書院に務めさせて、見たところ頭腦明晰で賢かったので、のちに副將として昇進して養った。輕罪で夫婦ともに殺された」とある。エルデニ = バクシの傳については、『八旗通志初集』卷二百三十六、儒林傳 (マンジュ語: 11b-13b 頁; 漢文: 5327-5328 頁) を参照。
- (54) ガガイ = ジャルグチの傳については、『八旗通志初集』卷一百四十三、名臣列傳三、24a-25a 頁; 【原文轉寫】「ušan.kubuhe suwayan i manju gūsai niyalma.erei ama/ gagai./ taidzu dergi hūwangdi i fonde. jargūci i jergi de bihe.neneme/ hese be alifi jookiya hoton i ninggucin janggin be elbime/ dahabure de gung ilibuha.sahahūn meihe aniya.eidu/ baturu.šongkoro baturu i emgi ilan niyalma minggan cooha/ gai.fi.neyen fodoho šancin be ilan biya kafi afame/ gaiha.terei dalaha niyalma seowen saksi be waha.// suwayan indahūn aniya./ taidzu geli takūrafi cuyan taiji.bayara taiji.fingdon jargūci i/ emgi emu minggan cooha gai.fi.enculakū golo be/ dailara de.ekšeme geneffi orin funcere tokso šancin be/ gaiha.harangga niyalma be wacihiyame elbime dahabuha.sohon/ulgiyan aniya.hada gurun i menggebulu beile.yehe gurun i/ narinbulu beile ishunde afandure de.menggebulu i hūsun soyame/ muterakū ofi/tere cooha baihanjiha de.taidzu.gagai be tucibufi.fiongdon jargūci i emgi juwe minggan/ cooha gai.fi.hada de aisilame tereti bade seremšeme tebuhe// baita necihyehhe manggi cooha gociha./ hese be alifi erdeni baksi i sasa monggo hergen be dursuleme/ manju hergen banjibume araha.bithe šanggaha manggi.hada/ gurun i menggebulu beile ubašaha baita tucinjihe.gagai jargūci./ menggebulu an i ucuri ishunde banjire sain i turgunde.ušabufi./ fafun i gamaha.」; (《漢文、3732 頁; 吳善、滿洲鑲黃旗人、父名噶蓋。太祖高皇帝朝、在紮爾固齊之列。初奉諭招降趙佳城之甯古秦章京有功。癸巳年、同額亦都巴圖魯・碩翁科洛巴圖魯三人、督兵千人、圍訥殷佛多和寨、攻擊三月之下、斬其渠帥搜穩塞克什。戊戌年、太祖復命同諸燕臺吉・巴雅喇臺吉・費英東紮爾固齊、統兵壹千、征安褚拉庫路、星馳而往、取屯寨二十餘所、將所屬人民盡招徠之。己亥年、哈達國孟格布祿貝勒、與葉赫國納林布祿貝勒構兵、孟格布祿力不能敵、來乞援。太祖命同費英東紮爾固齊統兵二千、助哈達駐防其地。事平班師、奉勅同厄爾德尼巴克什、仿蒙古文編作滿洲文。事竣、值哈達孟格布祿謀逆事覺、以噶蓋紮爾固齊向與孟格布祿交厚、牽連正法。); また、『八旗滿洲氏族通譜』卷十三、六頁、「噶蓋紮爾固齊、鑲紅旗人、世居呼訥赫地方。國初來歸、授爲紮爾固齊。奉太祖高皇帝命、同額爾德尼巴克什初制清文、創立滿文頒行國中。其長子武善、原任工部尚書、兼佐領。(後略)。」; また、『清史稿』卷二百二十八、列傳十五、「噶蓋、伊爾根覺羅氏、世居呼訥赫。後隸滿洲鑲黃旗。太祖以爲紮爾固齊、位亞費英東。歲癸巳閏十月、命與額亦都・安費揚古將千人攻訥殷佛多和山寨、斬其酋搜穩塞克什。歲戊戌正月、命與臺吉褚英・巴雅喇及費英東將千人伐安褚拉庫路、降屯寨二十餘。歲己亥、受命製國書。是年九月、命與費英東將二千人戍哈達。哈達貝勒孟格布祿貳於明、將執二將。二將以告、太祖遂滅哈達、以孟格布祿歸。孟格布祿有逆謀、噶蓋坐不覺察、併誅。」

- (55) 『滿文原檔』第一冊、昃字檔、天命五年三月、328-329頁（『滿文老檔』I 太祖1、214-216頁）、「ハンの屋敷内で側近く大奥に召し使うキンタイという女と、ナジャという女が殴り合い、ナジャがキンタイを「淫婦、ノンクに通じた」と罵ると、キンタイはナジャに向いて、「我は何處でノンクと通じたか。通じて何を與えたか。汝こそダハイ=バクシ（# wailan）に通じて、大きな藍染の亞麻布二尺を與えたではないか。」と言った。これをハンの小妻タインチャが聞いて、調べ衆人の前で審理してみると、ナジャが夫人に聞かれて、藍染の亞麻布二尺をダハイに與えたのは本當であった。ハンは夫人に向いて「汝が與えるのを惜しむのではない。元來「およそ全ての夫人はハンに黙って一つの布、一片の縞子でも女に與えれば、夫を欺く薬を買ったと誣られる。男に與えれば、心を合わせたと誣られる。そのように人に誣られれば、その誣言が本當となる。何人にも何物をも與えるな。」と言って禁じてあったぞ。そんなに禁じたダハイに藍染の亞麻布二尺を與えては、汝に何の正しい心があるうか」と言って、ダハイとナジャとを死罪に擬した。ハンはつらつら考えて、この男女を俱に死罪にするのは當然であるが、男を殺せば再び彼のように漢文を理解し漢語を理解するものはないとして、ナジャは殺したが、ダハイは鐵鎖で縛り丸太に繋いで留置した」とある。ダハイ=バクシの傳については、『八旗通志初集』卷二百三十六、儒林傳（マンジュ語：4a-10a頁；漢文：5324-5326頁）；碑文については、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』第六十二冊、達海誥封碑（滿・蒙・漢合璧）、52-53頁；『東洋文庫所藏中國石刻拓本目録』達海誥封碑（滿・蒙・漢合璧）、達海勅建碑（滿・漢合璧）111頁；『京都大學人文科學研究所藏石刻拓本資料』達海誥封碑（滿・蒙・漢合璧）等を参照。
- (56) 『滿文原檔』第三冊、冬字檔、天命八年五月初三日、442頁。【原文轉寫】「ūdu efulecibe dahai erdemui sain de amala kemuni amban oho, damu erdeni agu be asembidere hairakan.」
- (57) 『滿文原檔』第八冊、地字檔、天聰六年七月、222-224頁（『滿文老檔』V 太宗2、824-826頁）。
- (58) 『奏疏稿』天聰六年十一月二十一日。李棲鳳の傳については、『清史稿』卷二百三十九、列傳二十六、「李棲鳳、字瑞梧、廣寧人、本貫陝西武威。父維新、仕明爲四川總兵官。嘗官薊、遼、家焉。馬鳴佩字潤甫、遼陽人、本貫山東蓬萊。其先世嘗爲遼東保義副將、因占籍遼陽左衛。棲鳳・鳴佩皆以諸生來歸、事太宗、竝值文館。崇德元年、甄別文館諸臣、棲鳳・鳴佩俱列二等、賜人戶、牲畜。漢軍旗制定、同隸鑲紅旗。世祖定鼎、授棲鳳山東東昌道、鳴佩山西冀南道。順治二年、收湖廣、移棲鳳上荊南道、鳴佩下湖南道。方棲鳳值文館、治事勤慎、達海等聞於上。上命司撰擬、遂寫國書。達海卒、棲鳳言文館無專責、積貯官文書、人得竊視、慮有漏言。（後略）。」；また、『奏疏稿』などの文書の研究については、中見立夫（1992）、97-126頁；また、同氏（2002）、414-432頁参照。
- (59) 『滿文原檔』第四冊、盈字檔、天命八年七月二十三日、93-94頁（『滿文老檔』II 太祖2、856頁）。
- (60) 童清禮については、『燕山君日記』卷十六、二年七月二十三日に「兵曹判書成俊等啓、平安道邊事、以臣等之議爲可。臣等以議向化部將童清禮之族戚、多居建州衛、而兼司僕李山玉信實可遣人也、請遣此兩人。且宣諭之意、雖馳書于監司、然書不盡意、不若擇遣朝臣之諳鍊者、與監司同議、到渭原、召金主成可以諭之爲當。」とある。このほか『中宗實錄』卷七、三年十二月三日に「辛服義、童清禮、凌遲處死、妻子爲奴、籍沒家産」とある。また『中宗實錄』卷十二、五年八月十三日に「童清禮在向化中、位最高、自奉諭書」とある。
- (61) 『成宗實錄』卷九十八、九年十一月九日、ここで取り上げられた書籍の研究に関しては、宮紀子（2006、240頁）において詳細かつ網羅的な検討がなされている。
- (62) 『滿文原檔』第一冊、荒字檔、萬曆四十三年十二月、62頁（『滿文老檔』I 太祖1、567頁）。
- (63) 『滿文原檔』第七冊、月字檔、天聰四年二月五日、46頁（『滿文老檔』IV 太宗1、305頁）に、【原文轉寫】「ice sunja de, dzun hūwa de unggihe bithei gisun.....giyan cang ni šurdeme dahaha dahahakū ba i ton, coohai ton, gemu nikan bithe de bi」 とある。
- (64) 『奏疏稿』天聰六年十一月二十八日。

- (65) 『清史稿』卷二百七十九、列傳六十六、「楊方興、字淳然、漢軍鑲白旗人。初爲廣寧諸生。天命七年、太祖取廣寧、方興來歸。太宗命直內院、與修太祖實錄。崇德元年、試中舉人、授牛泉額眞銜、擢內秘書院學士。性嗜酒、嘗醉後犯蹕、論死、上貫之、命斷酒。順治元年、從入關。七月、授河道總督。（後略）。」
- (66) 李民奩『紫巖集』卷五「柵中日録」、115-130頁（『韓國文集叢刊』82冊）。『皇華集』については、『韻石齋筆談』卷上「丹陽」「朝鮮人好書」、「朝鮮國人最好書、凡使臣入貢、限五六十人、或舊典或新書、或稗官小説、在彼所缺者、日出市中、各寫書目、逢人遍問、不惜重直購回、故彼國反有異書藏本也。餘曾見朝鮮所刻『皇華集』、乃中朝册封使臣與彼國文臣唱和之什、鏤板精整、且繭紙瑩潔如玉、海邦細帙、洵足稱奇」。また、東征之役については、1592年から1593年および1597から1598年にかけて二度にわたって朝鮮に援軍を派遣し、日本の朝鮮侵攻を防ごうとすることであり、「萬曆の三征」とも稱する。日本では文祿、慶長の役という。
- (67) 『滿文原檔』第一冊、昃字檔、天命四年七月二十五日、269頁（『滿文老檔』I太祖1、169頁）「【原文轉寫】「tiyei ling ni hecen be afame gafi, tere hecen de ilan dedume olji icihiyafi cooha bederehe」；【譯文】「鐵嶺城を攻め取ってその城に三泊し、浮虜を處理して兵は戻った。」；また、『明神宗實錄』卷五百八十五、「萬曆四十七年八月壬子、大學士方從哲題適、接得遼東巡撫周永春塘報及巡按陳王庭揭帖、皆稱七月二十五日奴賊約五六萬、于寅時從三岔兒堡進入、辰時將鐵嶺城攻開」とある。
- (68) 日本において文祿、慶長の役でも朝鮮から多くの書物が持たれて、さまざまな學問分野に影響を與えていた。中山久四郎（1934）、三木榮（1951）、藪内清（1959）、邊恩田（2001）などの研究を参照。
- (69) 『燕行録全集』卷八、「朝天記聞」、457-458頁。會同館の研究について、松浦章（1992）、359-380頁参照。
- (70) 李光濤（1973）、5頁；また、葉高樹（2000）、177頁；同氏（2002）、57頁にも収録。
- (71) 『各項稿簿』天聰二年十一月初八日。この『各項稿簿』のテキストが1929年に市村瓚次郎によって公刊された（『史苑』卷二と卷三）；また、この國書については『仁祖實錄』卷十九、六年十二月四日の條にも、収録されている、「上御崇政殿、接見龍骨大等。其國書曰、兩國通好、情意周匝、未及候間、心甚闕然。敬遣英吾兒代・叉哈喇・慢打兒韓、恭候興居、兼致薄物、少伸鄙意。聞貴國有金・元所譯『書』・『詩』等經及『四書』、敬求一覽、惟冀慨然。」とあり、内容はやや異なる。また、『清入關前與朝鮮往來國書彙編』（五十頁）にも収録されているが、人名の「叉哈喇・慢打兒韓」は「又哈喇慢・打兒韓」と間違っているところが散見する；『各項稿簿』の研究について、謝肇華（2000）、268-278頁参照。
- (72) 『朝鮮國王來書簿』天聰三年分、正月分初七日到。この國書の内容については、『仁祖實錄』卷十九、六年十二月六日の條に「備局啓曰、金汗之書、辭意平順、似無別情。其答書宜云、來書情意懇懇、副以厚貺、足見兩國通好、出於誠信、良用感悅。見索『詩』・『書』・『四書』等書籍、此意甚善、深嘉貴國尊信聖賢、慕悅禮義之盛意。第國中所有、只是天下通行印本、而金・元所譯、則曾未得見。茲未能奉副、無任愧歎。」とあり、内容はやや異なる；また、『清入關前與朝鮮往來國書彙編』（五十一頁）にも収録されている；『朝鮮國王來書簿』の研究について、神田信夫（1995、9-14頁）参照。
- (73) 『仁祖實錄』卷二十一、七年十月二十三日、「金汗求書冊、以『春秋』・『周易』・『禮記』・『通鑑』・『史略』等書賜之。」
- (74) Tatiana A.Pang、Giovanni Stary(1998)、pp.185. 影印による、【原文轉寫】「sioging bithede henduhengegge, sain yabuci abka ci tanggo hacini huturi wasimbi, ehe yabuci abka ci tanggo hacini jobolon wasimbi sere gisun」；【譯文】「書經に言うには、うまく行けば天から百祥がくだる、悪く行けば百殃がくだるといふ」とある。『書經集註』には、「爲善則降之百祥、爲惡則降之百殃」とある。
- (75) 寧完我の傳については、『八旗通志初集』卷百七十九、名臣列傳三十九、2a-6b頁；【原文轉寫】「ning wan o.gulu fulgiyan i ujen coohai gūsai niyalma./ akkai fulingga i forgon de dahame jifi.nikan bithe/



bahanambi seme bithei yamun de baita icihiyabuha.sure/ han i duici aniya amba cooha yung ping fu.be/ gaiha manggi/ taidzung genggiyen šu hūwangdi i hese be alifi dahai baksi sei/ emgi suwayan kiru jafafi. hoton de tafafi hafan cooha/ irgese de bireme ulhume selgiyefi uju fusibufi.uthai/ abatai beile sei emgi yung ping fu de seremšeme/ tuwakiyahabi geli dailingho jai char be. dailara de// dahame genefi albime dahabuha gung de jalan sirara nirui/ janggin obuha sunjaci aniya hacilame wesimbuhe bithei gisun/ gurun boo de ninggun jurgan ilibufi meni meni afaha tušan/ bisire jakade toohabuha sartabuha hacin akū.gurun i/ baita yooni dasabuhabi.....」; (漢文 4298 – 4299 頁; 寧完我、漢軍正紅旗人、天命年間來歸、以兼通漢文、在文館辦事。天聰四年、大兵取永平。太宗文皇帝命同大海巴克什等執黃旗登城、遍諭官軍百姓薙髮。遂同阿巴太貝勒等鎮守永平。又從征大凌河及察哈爾、並以招撫有功、授牛錄章京世職。五年、上疏言、朝廷設立六部、各有所司、無曠廢之處、國事已盡理矣。(後略)。); また、「中央研究院歷史語言研究所藏明清史料」登錄號 :185056-006、康熙 6 年閏 4 月 3 日、「張國棟佐領下、原任內閣大學士甯完我、係遼陽人。由生員蒙太祖招賢進用、于天聰三年取永平征查哈拉、招撫大凌河有功。又于天聰五年、條奏五事、一立六部、二設言官、三更館名、四設通政使司、五辦服色恭逢。世祖皇帝取北京後、于順治元年十月內甯完我入閣時、蒙世祖皇帝擢用爲內閣大學士、三次會試大主考、議政內閣大臣。至順治九年初一日奉命修理實錄館勅書開後、皇帝勅諭內閣翰林同史院大學士甯完我茲者恭修。十三年原品休致、康熙四年病故、康熙六年勅賜祭碑文並諡號。」; 諡號碑文については、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』第六十二冊、滿漢合璧、86 頁を参照。

(76) 『奏疏稿』天聰七年七月初一日。

(77) 『順治朝滿文國史檔』3、順治八年閏二月二十八日、pp.083-084、【原文轉寫】「garin i emgi/ mergen wang de genehe turgun be.cangnai de fonjici garin i mergen wang ni jakade dorgideri/ yabuha be.bi sarkū.mergen wang de generede emgi genehe inu.tere fonde geneci acaraku// seme gisureci ombio sembi:cangnai be sini ahun garin / dergi ejen be cashūlafī mergen wang de haldabašahai genehe:yaya narhūn hebe be sini sarkūnge akū/ seme hafan gemu efuleme.jurganci nakabume. tanggū šusiha tantafi boigon gaimē : .....」; 【譯文】「ガリンと一緒に睿王のところに行った理由を、チャンナイ（常竊）に聞くと、「ガリンが睿王のところにひそかに行ったことを、俺は知らない、一緒に睿王のところに行ったのは事実です、そのときに行くのが適切ではないと言うべきだった」という。「チャンナイ、君の兄ガリンは聖主に背いて、睿王への媚び諂いに行って、詳議していることを君が知らないわけがないでしょう」と、すべての職を免じ、部に罷免され、百回の鞭を打って、家産を沒收した。(後略)。); また、『大清世祖實錄』卷五十四、順治八年閏二月、二十三頁、「乙亥、剛林弟常竊、同剛林往隨睿王、潛通往來、是實。常竊應革職、解部任、鞭一百、籍其家。」

(78) 『奏疏稿』天聰六年九月、「翻譯之筆帖式在書房之通文理者止恩國泰一人、事繁人少至稽遲。再擇一二以助不逮、制立號簿、注限日期。要使大事不過五、小事不過十、分任之後、課其勤惰、察其能否。」; また、崇德三年四月には、禮部の漢文筆帖式 (bithesi) になっている (『滿文内國史院檔』崇德三年四月初一日、河内良弘譯『中國第一歷史檔案館藏内國史院滿文檔案譯注崇德二・三年分』、300 頁。); また、『八旗滿洲氏族通譜』卷二十四、七頁、「恩格德、正藍旗人、世居輝發地方、來歸年分無考。歷任禮部尚書、兼佐領。其子納海原任驍騎校。納敏原任都統、兼佐領。孫諾敏、原任山西巡撫。訥敏原任二等護衛。(后略)。); また、『清史稿』卷二百九十四、列傳八十一、「諾敏、納喇氏、滿洲正藍旗人。先世居輝發。祖恩國泰、習漢書、天聰八年舉人、直祕書院、授禮部理事官、洊擢尚書。父那敏、官鑲黃旗滿洲都統。」

(79) 『八旗通志初集』卷一百四十八、名臣列傳八、38b-39a : 【原文轉寫】「dumbai.gulu fulgiyan i manju gūsai niyalma/ bihe.te tukiye fi gulu suwayan i gūsade obuha/ fuca hala.jalan halame šaji i bade tehe/ bihe.ini ama pingkuri toktan/ taidzu dergi hūwangdi be weilere fonde jušeri i// juwan ilan aiman i da



iorengge.wen de/ eljeme daharakū ofi.pingkuri/ hese be alifi.oforo amban dalai i emgi dailaname/ genefi. fafuršeme baturulame gung mutebure jakade/ suhe baturu gebu/ buhe.fukcin niru banjibure de.emu niru bošobuha/ amala faššaha gung de.sunja niru be kamcime/ kadalabuha.akū oho manggi.dumbai.ahūngga/ jui ofi.nirui baita be sirame kadalaha.....」；（漢文 3802-3804 頁：敦拜、滿洲正紅旗人、今改隸正黃旗。姓傅察氏、世居沙濟地方。父彭庫里、初事太祖高皇帝時、有朱社理十三部長尤楞格、梗化不服、彭庫里奉命偕鄂佛洛昂邦達賴往勸之、奮勇著績、恩賜蘇赫巴圖魯號、創立牛錄、俾管其一、後以功兼統轄牛錄、既卒、敦拜以長子襲管牛錄事。（後略）。）

- (80) 『滿文原檔』第二冊、張字檔、天命六年十二月三十日、335 頁（『滿文老檔』I 太祖 1、463 頁）。
- (81) 『宣祖實錄』卷七十、二十八年十二月五日によれば、龔正六は手厚い優待を受けたため、ずっとヌルハチに忠誠を盡くしていたようで、『按遼疏稿』によると「萬曆三十六年十二月二十三日、有杜總兵東來、本職接至高橋界、杜總兵問本職、中左營所屬有幾箇邊堡、看邊屬夷係那營部落、當職回云、共有四邊堡、俱係供免營達子。問畢、到所經過、分付本職、將貴英先差來、討賞龔學文等達子都檢來。（中略）將貴英下屬夷龔郎中等十三名、肘鎖到衙門」とあるように、龔學文或いは龔郎中ともすなわち龔正六（陸）であると考えられる。一方、龔正六（陸）について、和田清（1952）年、49 頁；（1955）、648 頁）は、エルデニ・バクシも眞珠を隠した疑いで處刑されたので、龔正六（陸）は恐らく太祖に誅戮されて、そのために後にまた聞こえなくなったのではないかと疑われるという指摘もなされる。しかし、『按遼疏稿』にも出てくることを考えれば、和田清の指摘を改めて考える必要があると思われる。
- (82) 和田清（1952）、40-49 頁；また、（1955）、637-649 頁にも収録。また、和田清は、申忠一『建州紀程圖記』に出てくる歪乃（wailang・外郎）という人物は、龔正陸の別號であると指摘している。しかし『滿文原檔』（本論注 55 参照）によると、ダハイ＝バクシもある時期に（wailan）外郎と呼ばれた時もあったようであるから、誤った論説ではないかと考えられる。また、『建州紀程圖記』の研究については、稻葉岩吉（1937）、（1939）；李仁榮（1954）；三田村泰助（1965）、400-443 頁等参照。
- (83) 『燕行錄全集』八卷、「朝天記聞」、457-458 頁。
- (84) 同上、「銀槎錄」、315-317 頁。
- (85) 『滿文原檔』第二冊、張字檔、天命六年七月十一日、147 頁（『滿文老檔』I 太祖 1、353 頁）、「十一日に下したハンの書「jontai・bebuhei・sahaliyan・ubatai・yasingga・koboi・jahai・hondai、この八旗の先生として出した八博士は、汝たちの下に弟子入りさせた子供に、よく詳しく書を教えて通じさせれば功を與える。子供が勉強に學ばず文儀に通じなければ罪とする。弟子たちが勉強に學ばなければ、先生汝はベイセに告げる。八の先生はさまざまな事に關與させない。」
- (86) 『苑洛集』四、卷十九、九頁、「(略) 我們做秀才時、讀了『百家姓』、便讀『千字文』。」
- (87) 『シルクロード文字を辿って』ロシア探検隊収集の文物、134 頁。
- (88) 『八旗通志初集』卷一百五十四、名臣列傳十四、正白旗滿洲世襲大臣三、英俄爾岱傳、（マンジュ語：8b-17a、漢文：3900-3902 頁）。
- (89) 『仁祖實錄』卷十九、六年十二月五日。
- (90) 『滿文內國史院檔』天聰五年閏十一月一日；この讀書論旨についてはマンジュ語に限らず、漢文も残されていたが、内容はやや異なる場所が見られる。『各項稿簿』五年閏十一月分、「勅諭金・漢・蒙古官員知悉儒書一節、深明道理。朕聞各官多有不願子弟讀書、以爲我國歷來取勝何用書。爲然作年灤州失守、是二王不救。其遵化・遷安・永平棄城、皆由不讀書不曉義理之故也。昨我兵圍困大凌河三月有餘、城內官兵食人死守、及救兵殺盡凌城已拔。而錦州・松山仍守不棄。皆因讀書通曉盡忠守節之道。爾金・漢官但有子弟、八歲以上十五歲以下俱令報名讀書、不許姑息容隱。如有愛惜不令讀書者、其父兄不許披甲隨征、可與子弟一同在家閑處、特諭。初一日寫一張行佟總爺轉行。」；また、『大清太宗實錄』

(順治初纂版) 卷八、二十二～二十三頁、「閏十一月初一日、上曰、貝勒暨諸官之子、令其讀書、或有溺愛不教讀書者。不過謂我國雖不讀書、亦無錯誤。昔我兵棄灤州城、皆由永平駐守貝勒、不行救援、以致永平・遵化・遷安等城俱失。豈非不讀書、不通道理之故乎。今番困大凌河、經四越月、人皆相食竟以死守、雖殺援兵、降凌河。而錦州・松山・杏山不肯棄去者、皆是讀書明道理、爲朝廷盡忠故也。爾等有不願教子讀書者、親來明言。若如此則自身不必披甲、亦不必出征、任意自便可耳。今後凡子弟十五歲以下、八歲以上皆令入學讀書。」

- (91) 『讀書分年日程』卷一「八歳以前は『性理字訓』を習う、八歳から十五歳までおよそ六七年の間に、入門書『小學』からはじめ、『四書五經』の正文までをしっかりと學ぶ、十五歳から『四書五經』の注釋を學ぶ。その後『四書五經』を復習しながら、『通鑑』、『楚辭』などを二十～二十二歳頃までに習って、最後に「古賦」「詔書」「詩」などの作成法を學ぶことである。」;一方、『醫閩集』卷六、一頁、「存稿」「簡韓良弼公子」、「令弟内有賢父兄外有嚴師友、如此事業之成不待卜矣。但不知舉業之外、更看何書、更用何功古人、爲己之學諸令弟亦嘗有志否、有一書名曰：『程氏讀書分年日程』者不可不看、若能依據用功、決成君子儒也。遼陽必有此書、可訪觀之却以見報。」
- (92) 『明清檔案卷・清代』頁184、「後金内祕書院大學士范文程接管八孤山弟子讀書事奏稿」。また、『奏疏稿』天聰六年正月分には、「臣寧完我范文程同奏、臣二人昨年見〇〇汗論國中子弟讀書の告示、十分懇切、實得圖治根本。但讀書一事、似難而實易、惟在於教師之好與不好耳。師傅善于教訓、五・六年間可以成材。師傅不善教訓、雖十數年也不中用。今日八孤山、雖有十五・六個秀才教學、多不通文理、不曉世務。師傅既然不通、何以教徒弟通。況這十五・六個秀才、多係〇〇先汗在日教學的、當向年查人之時、這儿人性命家私多苟全于徒弟之乎。公道者固有私情者、不無其所以得免不殺者。非善寅緣、即會買賣卑汚、苟且氣概消磨。不過借教學爲免差遮身之由、是以任事弟子作嬉戲頑笑之場。讀書雖有十年之名、實無一日之實、是以我國無大通學生。人見學生難通、以爲讀書是個難事、不亦謬乎、不亦誤乎。臣二人既不能推鋒陷陣、作龍驤虎衛之。臣又不能決策定籌、爲運籌帷幄之士、尸爲素餐、大可羞恥。敢啟奏、〇〇皇上願精擇能師者十六人、分與八孤山設教。原舊師傅不通者裁革、通者存之、以爲副、即令臣二人總督其事。如師傅有不識者、許令奏更。如徒弟有頑惰者、許令責治。一年之終、以學生進益多寡、考定師傅功罪、有功者昇賞、有罪者懲罰。必如此一年之間、學生大變。五・七年文運昌熾矣。若三・五年間不見功效、臣二人甘受欺誑之罪。臣等盡晝思維、〇〇汗既有志中原、則讀書實第一急務。凡百戰攻之事、旦暮可成。惟此讀書一節、非工夫不到可能收其功者、是不可不早爲之計也。伏乞材酌、速賜〇允行、國家幸甚、臣等幸甚。僅〇奏。正月二十四日奏過。」
- (93) 范文程の傳については、『八旗通志初集』卷一百七十二、名臣列傳三十二(マンジュ語 2a-26a; 漢文 4188-4194 頁);墓誌については『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』第六十二册、滿漢合璧、115 頁;また、W.Fuchs (1925)、14-36 頁、遠藤隆俊 (1995)、434-458 頁等の研究を参照。
- (94) 『滿文原檔』第八册、地字檔、天聰六年九月二十三日、253 頁(『滿文老檔』V 太宗 2、850 頁)。
- (95) 『各項稿簿』天聰三年八月二十三日。また、『大清太宗實錄』(順治初纂版) 卷四にも収録されたが、内容はやや異なる。「天聰三年八月、二十三日、上傳諭、朕思自古及今、莫不以武克敵、以文治世、兩者並用。予今欲與文教考校諸生、或在各王府及滿・漢・蒙古部下者、盡數令出、限九月初一日、令衆官公同考試、其主不許隱藏。如考中者、仍以別丁償之。」
- (96) 『大清太宗實錄』(順治初纂版) 卷四、天聰三年九月。「九月初一日初試秀才。先乙丑年(天命 10 年)十月、太祖將紳衿查出、謂凡作惡、俱係此輩、乃盡殺之。隱匿得脫者、約三百人、至此揀選止得二百人。凡在滿洲・蒙古家爲奴、自黃旗下及八固山内悉皆拔出、取一等者、賞緞二尺。二等三者、賞青布二尺。準免二丁差徭。」
- (97) 「清崇德三年漢文檔案選編」、「都察院衙門承政臣祖可法、臣張存仁謹奏、臣聞國家掄才、期得眞士、以圖實效。但賢才不擇地而生、豪傑多出寒微。(中略)。況金・元二代、凡搶來儒生皆令換出、后来往

往得其效力、至今垂之史册、以爲盛事。且皇上前科取士、部落皆換出、仁聲遠播。今改此制、臣等料皇上聖意不過恐又費一番更張耳。（後略）。』

- (98) 『滿文内國史院檔』崇徳三年正月；また、河内良弘譯『中國第一歴史檔案館藏内國史院滿文檔案譯注崇徳二・三年分』、192頁。
- (99) 『奏疏稿』天聰六年二月二十九日。
- (100) 『滿文原檔』第八册、地字檔、天聰六年十月二十一日、264-265頁（『滿文老檔』V太宗2、860-861頁）。
- (101) 『滿文原檔』第八册、地字檔、天聰六年三月十三日、134頁（『滿文老檔』V太宗2、727頁）。【原文轉寫】「○ tere inenggi (+toktobume) wasimbuha bithei gisun:gosa ejelehe beise:gosa ejelehe ako bime doro be/ aliha beise bederehe de han i gosime bure doro hoošan emu tumen:honin/ duin:arki juwan malu bumbi:」；【譯文】「○その日、(+定めて) 下した書の言、グサを掌るベイセ、グサを掌らない執政ベイセが亡くなったときに、ハンの恩賜の禮としては、紙一萬枚、羊四頭、酒十壺を與える。」
- (102) 『北京圖書館善本書目』卷二、「目二」「史部上、雜史類」、32頁。また、テキストは『清入關前史料選輯』（一）、289-296頁に収録され、この漢文テキストの研究については、今西春秋（1973a、137-147頁；1973b、27-37頁）；喬治忠（1992）、106-110頁を参照；また、Tatiana A. Pang、Giovanni Stary（1998,pp.263-340）によってマンジュ語のテキストが發表され；龐曉梅、斯達理（2000）、186-191頁；斯達理（2003）、702-708頁；龐曉梅（2003）、709-714頁；Tatiana A. Pang、Giovanni Stary（2010）などの研究がある。